

小平市立小平第十四小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本方針

いじめ問題は、いじめに関わった全ての子どもたちの人格形成に影響を与え、また、その生命や身体に重大な影響を与える。「いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こりうる。」という認識に立ち、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に取り組む。本校からいじめを無くし、児童が安心して、楽しく学校生活を送ることができるようにするために、「いじめ防止対策推進法」や「東京都いじめ防止対策推進条例」、「小平市いじめ防止基本方針」等に基づき、いじめ問題への行動方針を明確にすることを目的とし、「小平市立小平第十四小学校いじめ防止基本方針」（以下、「十四小いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

いじめの定義

法第2条に次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

「十四小いじめ防止基本方針」における取組は、次の3本を柱とする。

〔ア〕未然防止 〔イ〕早期発見 〔ウ〕早期対応

ア 未然防止

① 教員の指導力向上と組織的対応

○教職員の「人権感覚の向上」や「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深めるため、年度初めに生活指導部（生活指導主任）による人権研修を行う。

○校内研修のうち、1回以上、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

○教職員がいじめ防止の取組（日常的な指導、授業）を確実に行えるようにするため、「いじめ防止研修会」を年3回実施する。

○保育園、幼稚園、小学校から得た入学前の情報を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、個々の児童の特性についての理解に基づいた予防的な対応を図る。

○特に配慮が必要な児童について適切な支援を行い、その保護者との連携、校内教職員の情報

共有、周囲の児童に対する適切な指導を行う。

- ・発達障がいを含む障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認にかかる児童
- ・自然災害等により被災・避難した児童や原子力発電所事故により避難している児童
- ・アレルギーや心身の状況等の理由により、マスクを着用することができない児童や常時マスクを着用することについて、不安や不調等を感じる児童
- ・身体的な理由や様々な理由により、ワクチン等を接種することができない児童や接種を望まない児童

○日常的、定期的に児童の情報を共有し組織的に対応するため、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校経営協議会委員、青少年対策委員、学校支援コーディネーターをメンバーとする「十四小いじめ対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

○多様化、複雑化するいじめに、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、校長、副校長、主幹教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校経営協議会委員、青少年対策委員、主任児童委員、PTA 役員代表、内科校医、子ども家庭支援センター職員をメンバーとする「十四小サポートチーム」(以下、「サポートチーム」という。)を設置し、校務分掌に位置付ける。

○週 1 回、全教職員で低学年、中学年、高学年分科会に分かれて「気になる子」の時間を設け、共通理解を図る。児童の様子を全教職員で見取り、組織的に支援をする。

② いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

○児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するため、「いじめに関する授業」(道徳科、特別活動)を年3回(学期始め)実施する。

○集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校や学級の風土づくりに努める。

○人の受け取り方や考え方の違いに気付き、よりよいコミュニケーションの方法のソーシャルスキルを習得するために学期2回程度のソーシャルスキル朝会(SSM)を設ける。

○いじめに対する具体的な行動のとり方などを記載した「いじめ防止カード」(都教委作成)を活用し、いじめを見て見ぬふりをしない児童の育成を図る。

○代表委員会による「いじめ防止」の話し合いやポスターの作成、人権の標語づくり、きょうだい班活動によるあいさつ運動に取り組む。

③ インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対策の推進

○e-ネットキャラバン、小平警察など、地域と連携して児童の情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したSNS 家庭ルール作り等、保護者の協力を依頼する。

○学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対策を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

イ 早期発見～ささいなケースも見逃さない～

① いじめの「見える化」

○月ごとのいじめ実態調査、ふれあい月間を通じたアンケート調査、担任、スクールカウンセラー等との面談による早期のいじめの実態把握

必要に応じて「問題行動実態調査票」を作成、提出し、情報の共有化を図る。

○児童がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を作るため、第5学年児童に対し、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

○効果的にいじめの実態を把握できるよう、「ふれあい月間アンケート」を年3回実施する。

○いじめの相談をやすくするため、「いじめ目安箱」(こぶしボックス)を職員室前と校長室前に設置し、4月の生活指導朝会等で知らせる。

○児童、保護者がいじめを相談しやすい体制の整備と相談窓口の周知を図る。

(学校いじめ対策委員会の存在及び活動が児童に容易に認識される取組などを朝会・保護者会などで知らせる。)

② いじめの確実な発見

○教職員は児童の変化を見逃さないようにするとともに、教職員間で情報を共有する。

○「生活指導実態調査」の報告時には、必ず児童の様子を振り返り、小さなことでも管理職に報告する。

③ 保護者地域との連携

○学校だよりや保護者会で、十四小いじめ防止基本方針について説明をする。

○いじめ問題の相談をしやすい環境をつくるため、スクールカウンセラーを保護者会等で紹介する。

○放課後における児童の様子を把握するため、学童クラブ、地域センター、主任児童委員との連携を図る。

ウ 早期対応

① 対策委員会を核とした組織的な対応

○いじめ及びいじめと疑われる行動を発見した教職員は、直ちに管理職及び対策委員会に報告する。

○対策委員会は緊急に会議を開催、情報を共有する。被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の子どものケア、保護者の対応等の役割を明確化する。

② 被害児童、加害児童、周囲の児童への取組

○被害児童の安全を確保するため、授業中や休み時間は全職員で見守る。また、被害児童の様子を情報共有する。被害児童やその保護者の心理的ストレスを軽減するためスクールカウンセラーを活用する。

○対策委員会を中心に、加害児童に対する組織的、継続的な観察・指導をする。必要に応じてスクールカウンセラーを活用し、加害児童の指導や保護者への助言を行う。

○教員間で情報を共有し、積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保する。

③ 小平市教育委員会・関係機関との連携

○管理職は重大事態の疑いのある事案について速やかに市教育委員会に報告し、情報を共有する。

○暴行、金銭強要等が疑われる場合、サポートチームを通じて警察や児童相談所等と情報を共有し対応策を協議する。

④ 保護者・地域との連携

○発生状況及び対応状況等を保護者へ報告し、支援、助言を行う。

○早期解決のため、必要な場合は臨時に「いじめ対策保護者会」を開催し、保護者との連携、協力関係を構築する。

○地域の方に登下校の見守りを依頼する。

○いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察及び関係機関や専門家等との相談・連携を図る。

○スクールカウンセラーを活用し、加害児童・保護者の心のケアを行う。

○被害児童、加害児童の家庭に児童虐待等が疑われる場合は、速やかに子ども家庭支援センターや児童相談所に連絡する。

○被害児童、加害児童に対して医療による支援が必要と思われる場合は、速やかに医療機関に相談する。

(2) 保護者・地域との連携

○いじめ対策緊急保護者会を開催し、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

○間断なく児童を見守るため、主任児童委員等に地域での見守りを依頼する。

(3) いじめ防止対策推進法に基づく対応

○法第30条に基づく再調査に協力する。

3 いじめに対する措置

ア いじめの認知

加害児童や第三者からは問題ないと見える場合や、被害児童が「いじめられていない」と否定する場合でも、被害児童が苦痛と感じているものは認知する。また、いじめを認知することは、児童の苦痛を受け止め、ケアすることと捉える。

イ いじめの解消に向けた取組

(ア) いじめを受けた児童

① 安全確保

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。

② 心身のケア

いじめを受けたことによる心理的ストレスを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、被害児童及び保護者のケアを行う。

(イ) いじめをした児童

- ① いじめをした児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行う。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、当該児童の継続的なケアを行う。

(ウ) いじめを見ていた児童

① 大人へ報告できる教職員の体制づくり

保護者、地域及び学校は、いじめを見ていた児童が勇気をもっていじめを伝えられるようにするために、いじめについて大人に伝えても守ってもらえると思えるようにする。

② 当事者意識の醸成

いじめを見ていた児童が見て見ぬふりをせず、自分の問題として捉えられるよう取組を推進・充実させる。

(エ) 解消のための組織的な対応

① 職員の対応

いじめを発見した、またいじめの報告を受けた教職員は、特定の教職員で対応せず、いじめ防止基本方針に則り、管理職及び十四小いじめ対策委員会に直ちに報告する。

② 管理職及び学校いじめ対策委員会の対応

報告を受けた管理職及び十四小いじめ対策委員会は、事実の確認と解消に向けた取組が組織的に行えるように指示、指導する。

(オ) 犯罪行為への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携する。

ウ いじめの解消

いじめの行為が少なくとも3ヶ月継続して止んでいること、被害児童が苦痛を感じていないことを目安とする。小平市においては、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、児童にとって、信頼できる教職員が、秘密を確実に守られる場所で丁寧に被害児童の状況を確認する。

いじめ 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（法第 28 号第 1 項）

「いじめにより、当該学校に在籍する児童の生命・心身又は財産に重大な被害があると認めるとき」

「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

同項第 1 号 に該当する事案について

例えば ○児童が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

同項第 2 号 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

同項第 1 号及び第 2 号に共通すること

また、児童からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

参考：【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学省大臣決定〔最終改定 平成 29 年 3 月 16 日〕）

(2) 重大事態の調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）により、適切に対応する。

- ① いじめを受けた児童の安全と落ち着いて教育を受けられる環境の確保に最善を尽くし、重大事態の発生について直ちに教育委員会に報告する。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ② 教育委員会は、学校より重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や組織について判断するが、「小平市教育委員会いじめ問題対策委員会」が調査主体となることを原則とする。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、必要な指導及び人材配置等の必要な情報を適切に提供する。また、調査結果について、学校は調査委員会に報告、教育委員会は市長に報告する。
- ③ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。また、調査結果について、学校は教育委員会に報告、教育委員会は市長に報告する。
- ④ 調査結果の公表の可否、及び公表の方法や内容については、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会が、事案の内容や重大性、被害児童・保護者の意向、公表した場合の児童の影響等を総合的に勘案して適切に判断する。

令和 5 年 4 月改訂